

日立市告示第 61-1 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に日立市長に提出することができる。

令和 5 年 4 月 2 7 日

日立市長 小川 春樹

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

日立市

日立市長 小川 春樹

(2) 住所

茨城県日立市助川町一丁目 1 番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立ショッピングセンター

茨城県日立市幸町一丁目 16 番 1 号 他

(2) 変更しようとする事項

ア 開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(3) 変更の年月日

令和 5 年 4 月 2 8 日

(4) 変更の理由

顧客の利便性向上のため

3 届出年月日

令和 4 年 4 月 2 6 日

4 縦覧の場所

日立市産業経済部商工振興課